

# 電気給湯器付住宅用 付帯割引契約

低圧用（選択約款）

2024年8月1日実施

A0024

静岡ガス&パワー株式会社

## 電気給湯器付住宅用付帯割引契約 低圧用（選択約款）

### I 目的

#### 1 適用範囲

本付帯割引契約（以下「本契約」という）は、静岡ガス&パワー株式会社（以下「当社」という）の電気供給約款（50Hz 地区 低圧用および 60Hz 地区 低圧用）（以下「電気供給約款」という）に定める需給契約によって電気の供給を受けているお客さまのうち、本契約の締結を希望される場合に適用いたします。

#### 2 申し込み方法

本契約の締結を希望されるお客さまは、当社所定の様式によって申し込んでいただきます。

#### 3 契約の成立

契約成立日は、お客さまから申し込みを受けた日以降であって、当社が所定の手続を終了した後で定めた日といたします。なお、当社はお客さまに契約成立日をお知らせします。

#### 4 適用開始日および契約期間

- (1) 本契約の適用開始日は、契約成立日以降の一般送配電事業者による検針日からいたします。ただし、付帯割引契約が電気供給約款に基づく主契約と同日に成立した場合は、主契約が成立した日を適用開始日といたします。
- (2) 本契約の契約期間は原則として、適用開始日以降の電気供給約款に基づく主契約の契約期間と同一といたします。5（契約の廃止及び解約）によって、お客さまによる契約の廃止または当社による解約を行った場合はこの限りではありません。

#### 5 契約の廃止及び解約

- (1) お客さまが本契約の廃止を希望される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが、8（スマート電化割）で定める設備機器を取り外した場合等、適用条件を満たさなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、本契約を解約したものとみなします。
- (3) 当社は、以下に定める状況となったときに、本契約を解約いたします。
  - イ 電気供給約款に定める需給契約が終了したとき。
  - ロ お客さまが本契約の適用条件を満たすことができなくなったとき。なお、ロの場合、当社はお客さまに、契約内容が変更になったことをお知らせします。

#### 6 料金の計算方法

- (1) 電気供給約款、別表、料金表にて定めた料金のうち、基本料金についてⅡ章で定める割引額に従って割り引きます。
- (2) 本契約以外の付帯割引契約等の割引との併用はできません。
- (3) 日割計算等、料金算定にかかる事項は電気供給約款、別表、料金表に定める方法によります。
- (4) 料金計算における単位ならびに端数の取扱いについては、電気供給約款、別表、料金表に定める方法によります。

## 7 その他定めのない事項

- (1) 当社は、本契約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社はお客さまに変更内容をお知らせします。
- (2) その他本契約に定めのない事項については、電気供給約款に定める方法によります。

## II 付帯割引メニュー

### 8 スマート電化割

#### (1) 適用条件

お客さまがこの割引の適用を受けるためには、次のイ、ロ、ハで定める条件を満たしている必要があります。

イ 契約種別（料金プラン）が、電気供給約款に定める次の契約種別であること。

- ・おうちプラン1
- ・おうちプラン2

ロ お客さまが、需給地点で自然冷媒ヒートポンプ給湯設備を設置し、使用していること。

ハ 契約期間を通じて、お客さまが、需給地点の住宅全体の電力需要に関する情報を、当社所定の様式で提出いただくこと。

#### (2) 割引額（消費税等相当額を含みます。）

基本料金に対して、次の割引額を適用します。

契約電流、 契約容量	割引額（50Hz地区）	割引額（60Hz地区）
おうちプラン1		
30A	330.00円	330.00円
40A	440.00円	440.00円
50A	550.00円	550.00円
60A	660.00円	660.00円
おうちプラン2		
1kVAにつき	110.00円	110.00円